

説明会においていただいた主なご質問及びご意見等

長堀抽水所雨水滞水池において、爆発事故が発生したことにつきまして、市民の皆様にご迷惑をおかけしており、お詫び申し上げます。

説明会では、お集まりの皆様から、たくさんの貴重なご質問及びご意見等をいただきました。

この度、いただきました主なご質問及びご意見、並びにご質問に対する回答を次のとおりまとめました。なお、回答中の ※印については、住民説明会後に検討した結果を記載しております。

説明会において皆様よりいただきましたご意見等については、真摯に受け止め、今後の対応について、建設局全体としてしっかりと取り組んでまいります。引き続き、大阪市下水道行政へのご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

【1. 補償について】

- ✓ マンションの自室のガラスの補償などはいただけると考えているが、マンションの共用部分やマンションの壁などについて事故により資産価値も下がると考える。1棟のマンションとしてどのように補償されるのか。

(回答)

補償については、事案ごとにいろいろな事情があります。個々の案件については西部方面管理事務所管理課を窓口として対応させていただきます。

- ✓ マンションの住民だが、ガラスが割れ、自分で掃除をしたが、子供部屋や寝室にもガラスが散乱していたがそのままで対応がない。保険会社が入っている話を聞いたが実質見積に対し6割しか出ないと言われた。生活に関わる問題で、原因究明よりも優先順位が上ではないか。原状回復もできていないがどのようにお考えか。
- ✓ 爆発から3週以上経過しても期限さえ示されない。

(回答)

補償手続きが遅れていることについては申し訳ありません。一刻も早く手続きを済まそうとしているがどうしても時間がかかります。決して放置しているわけではありません。期日はいつまでと申し上げにくいところがあります。

- ✓ 補償問題で、立て替えるように言われるがどういう意味か。

(回答)

補償のお支払いについては、時間がかかるということで一時的に立替をお願いしています。

※大阪市（保険会社）から直接請負業者等にも支払うことができるようにしました。

補償金額に合意いただければ、被害者様の立て替えは概ね不要となります。

- ✓ 補償についてなぜ保険会社と直接話させてもらえないのか。

(回答)

保険会社との直接のお話については、下水道施設の瑕疵については直接、保険会社と被害者とが交渉できないような法の枠組みとなっています。対応としては大阪市職員がさせていただきますことになります。

【2. 爆発事故について】

- ✓ なぜガスがたまったのか。

(回答)

なぜ建屋内に可燃性ガスがたまったのかは調査中です。

※調査の過程で雨水滞水池の中で発生し西側建屋内に漏れ出ていたガスを採取し分析した結果、可燃性ガスの主成分はメタンガスであることが判明いたしました。

- ✓ 下水関係で爆発するなど考えていなかった。通学路でもあり擁壁で守るなど根本的に爆発しても大丈夫な強固な建物に作り直すべき。
- ✓ 爆発した施設で、今後爆発しないなど信用できないし、想定していないなど許されない。危険な施設がここにある。どのように対応するのか。

(回答)

まずはしっかりと原因究明を行い、再発防止策を実施します。局全体としてしっかり対応していきます。

- ✓ 当初聞いていた設計図と違う。設計ミスではないか。西棟に活性炭で脱臭装置を作ると聞いていた。いまは東棟に脱臭装置があるのはなぜか。

(回答)

当初聞いていた設計図と違うということですが、なぜ違っているのか確認します。

※平成 21 年 5 月 18 日の地元説明会にて、西棟に脱臭設備を明示した図面を提示し説明させていただきました。その後の地元説明会等でご意見ご要望をいただき、設計の見直しを行い、滞水池建屋の高さを低くするなどの変更とともに、脱臭設備を西棟から東棟へ変更しました。この変更内容については、平成 22 年 5 月 29 日、平成 22 年 6 月 13 日の住民説明会において、臭気対策としての活性炭吸着装置および排気口を東側建屋に設置することをご説明させていただきました。

- ✓ 12 日の雨水の状態はどうだったのか。24 時間で津守に送ると聞いていたがどうか。

(回答)

9 月 12 日に状態については 9 月 10 日に満水となっています。24 時間で送ることについては臭気の関係から 1 日以上かかっているのが現状です。

- ✓ 騒音などが発生するような工事があるのか、いつごろからなのか。

(回答)

雨水滞水池の再稼働に向けた工事については、原因究明と対策が無ければかかれるとは思っていません。

【3. 危機管理マニュアルについて】

- ✓ 地域住民へ周知方法や補償対応などを踏まえた危機管理マニュアルを作成すべき。

(回答)

地域住民への周知方法等を踏まえた危機管理マニュアルについては今後検討します。

※今後の事故発生時の地域住民への迅速な周知や被害者への迅速な補償対応並びに現場保全安全対策及び管理について関係部署へ周知徹底し、危機管理マニュアルへの反映作業を進めています。

【4. 歩道工事について】

- ✓ 滞水池の南側に不法駐車対策でもある歩道整備の予定を聞いているがどうなっているか。併せて、安全対策として、歩行者を爆発から守る対策等も検討の余地があるのではないか。

(回答)

歩道整備は滞水池の西側と南側で事故の前より計画し、西側については契約済みです。爆発への安全対策の実施については別途議論が必要と考えております。

【5. 子供のこころのケアについて】

- ✓ 爆発事故により子供が爆発の状況を目の当たりにしたことで、心に傷を負っている。子供のケアを要望する。マンションごとでもいいが子供たちに安全を伝えるポスターの掲示など検討いただきたい。小学校の教職員も本来必要ないことで出動しており、小学校教職員にも一言お詫びすべき。

(回答)

子供の心のケアについて建設局でできることをさせていただきます。

※10月11日に小学校を訪問し、この間の経過報告とご心配をおかけしたことのお詫び、並びに今後の有事の情報提供についてお話してまいりました。